

後期高齢者医療保険料のお知らせ



問 佐賀県後期高齢者 医療広域連合 ☎64-8476 市民生活課 保険年金係 ☎75-2159

■年間保険料

被保険者均等割額52,300円 + 所得割 (10.06%)
= 保険料 (賦課限度額64万円)

《均等割》

○均等割軽減特例の見直し

世帯の所得状況に応じて下表のとおり、均等割額が軽減されます。

これまで特例として均等割の軽減割合が上乘せられて7.75割軽減だった人は、令和3年度から本来の7割軽減となります。

○軽減判定所得基準の変更

令和3年1月1日施行の個人所得課税の見直しにより、被保険者の保険料に不利益が生じないように対象者の所得要件の見直しを行いました。

対象者の所得要件 (世帯主および世帯の被保険者全員の軽減判定所得の合計額)	均等割の軽減割合
43万円 + 10万円 × (年金・給与所得者数-1) 以下	7割
43万円 + 28万5千円 × 被保険者数 + 10万円 × (年金・給与所得者数-1) 以下	5割
43万円 + 52万円 × 被保険者数 + 10万円 × (年金・給与所得者数-1) 以下	2割

お知らせ

6月は「児童手当現況届」の提出月です!

問 福祉課 とも係 ☎75-6118



児童手当の受給者は、6月中に「現況届」の提出が必要です。6月上旬に「現況届」を郵送しますので、内容を確認し、署名のうえ、福祉課 とも係まで提出してください。

■対象者 児童手当受給者(6月1日現在)提出するもの

○児童手当・特例給付の現況届

※お子さんと住所が別の場合は、お子さんの現住所の住民票謄本も必要です

■期限 6月30日(水)

■提出方法

同封の返信用封筒で郵送してください。
※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、郵送での提出にご協力ください
※期限までに提出されなかった場合は、支給が遅れることがあります

子育て世帯生活支援特別給付金 (ひとり親世帯分)の申請案内

4月30日に給付を受けていないみなさんへ

問 福祉課 とも係 ☎75-6118



4月分の児童扶養手当受給者には、申請なしで、4月30日(金)に特別給付金の振り込みをしていますが、給付を受けていないひとり親世帯にも「新型コロナウイルス感染症の影響で令和2年2月以降の収入が減少した」など一定条件を満たしていれば、同様の給付が受けられます。4月の給付を受けていない人は、対象となる場合がありますので、ぜひ、相談ください。

■申請できる人

①公的年金(遺族年金・障害年金など)を受給していることにより、児童扶養

手当の給付を受けていない人

②新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変し、収入が児童扶養手当受給の人と同じ水準になった人

■支給額 児童1人につき5万円

■申請期間 令和4年2月28日(月)まで

